

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定の一部改正..... (農地調整課)	1
○農地法第6条第1項第2号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定の一部改正..... (農地調整課)	1
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	1
○土地改良区の定款の変更..... (農業支援課)	2
○土地改良法による道営換地計画の決定..... (農業施設管理課)	2
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	2
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正..... (物品管理課)	2

支庁告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	2
----------------------	---

道公安委員会規則

○北海道警察組織条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....	5
--------------------------------------	---

道警察本部告示

○違反者講習実施規程の一部を改正する規程.....	5
○停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程.....	5
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件).....	5
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正.....	6

告 示

北海道告示第652号

平成9年北海道告示第807号(農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定)の一部を次のように改正する。

平成17年9月2日

北海道知事 高橋 はるみ

「乙部町 熊石町 大成町」を「乙部町 熊石町 せたな町のうち旧大成町の区域」に改める。

北海道告示第653号

平成9年北海道告示第808号(農地法第6条第1項第2号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定)の一部を次のように改正する。

平成17年9月2日

北海道知事 高橋 はるみ

「厚沢部町 北檜山町 今金町」を「厚沢部町 せたな町のうち旧北檜山町の区域 今金町」に改め、「上ノ国町 乙部町 熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町」を「上ノ国町 乙部町 熊石町 奥尻町 せたな町のうち旧大成町及び旧瀬棚町の区域」に改める。

北海道告示第654号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、由仁土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成17年9月2日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成17. 8.19	理 事	西 村 明 博	夕張郡由仁町岩内1803番地の1
同	同	同	中 村 健 一	川端77番地
同	同	同	蓑 島 賢 治	東三川481番地
同	同	同	境 田 和 美	本三川653番地
同	同	同	喜 井 一 憲	西三川63番地
同	同	同	窪 田 一 郎	古山355番地
同	同	同	野 島 芳 光	光栄75番地
同	同	同	滝 口 正 男	東栄336番地
同	同	監 事	西 口 貞 義	中三川796番地の2
同	同	同	杉 本 静 男	熊本556番地
同	同	同	八 田 勝 同	山榭1136番地
退 任	同 17. 8.18	理 事	西 村 明 博	岩内1803番地の1
同	同	同	中 村 健 一	川端77番地
同	同	同	蓑 島 賢 治	東三川481番地
同	同	同	境 田 和 美	本三川653番地
同	同	同	杉 本 静 男	熊本556番地

退 任	平成17. 8.18	理 事	窪 田 一 郎	夕張郡由仁町古山355番地
同	同	同	野 島 芳 光	同 光栄75番地
同	同	同	滝 口 正 男	同 東栄336番地
同	同	監 事	西 口 貞 義	同 中三川796番地の2
同	同	同	大 塚 晴 久	同 西三川928番地
同	同	同	袴 田 忍	同 山榊999番地

北海道告示第655号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成17年8月23日、追分町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第656号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、美幌市光栄北地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成17年9月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第657号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、真狩村の行う土地改良(真狩北地区小規模土地改良(暗きよ))事業の工事を平成17年5月20日に完了した旨の届出があった。

平成17年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第658号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
川 東	経営体育成基盤整備(客土)	平成16.10. 8
同	同 (暗きよ)	同 15. 2.20
同	同 (区画整理)	同 16. 3.10

北海道告示第659号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町字真鯉9(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第660号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項社団法人北海道警友会の事項中「同 北檜山支部」を「同 せたな支部」に改める。

支 庁 告 示

北海道網走支庁告示第7006号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年9月2日

北海道網走支庁長 猪 俣 茂 樹

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

工 事 名 道道紋別丸瀬布線 道路改良(金ハトンネル)工事
工 事 概 要 延長 L=1,752m
幅員 W=6.0m(車道)

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から平成21年3月20日まで

(4) 履 行 場 所 北海道紋別市

(5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号に規定する一般土木工事の資格を有すること。

(2) 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者(指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。)であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(4) 単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあつてはアの要件を、特定建設工事共同企業体にあつてはイの要件をすべて満たしていること。

ア 単体企業の要件

(ア) 2の(1)の資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,020点以上であること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて4年以上当該建設業を営んでいること。

(ウ) 過去20年間(昭和60年度以降)に、NATM工法による内空断面45平方メートル以上、延長700メートル以上で、かつ、吹付け断熱材による凍結対策を伴った道路トンネル工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資

比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

(エ) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

(オ) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

(カ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 特定建設工事共同企業体の要件

(ア) 特定建設工事共同企業体は、アの(エ)及び(オ)の要件をすべて満たしていること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2の(1)から(3)、(4)のアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の要件をすべて満たしていること。

ただし、構成員の数が3社の場合のアの(ウ)の要件は、2社以上が満たすこととする。

(ウ) 構成員の数は、2社又は3社であること。

(エ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

(オ) 特定建設工事共同企業体の代表者は、アの(ア)の評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

(カ) 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業、他の特定建設工事共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成17年9月2日から12日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道網走市北7条西3丁目
北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道網走市北2条西3丁目 オホーツク・文化交流センター エコホール(送付による場合は、郵便番号 093-8670 北海道網走市北7条西3丁目北海道網走土木現業所企画総務部 工事契約課)
- (2) 入 札 日 時 平成17年10月13日(木)午前10時(送付による場合は必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入 札 保 証 金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、特定建設工事共同企業体の場合にあっては、その構成員の1社以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契 約 保 証 金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する特定建設工事共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じにする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その特定建設工事共同企業体が当該契約を

履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無
無

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道網走市北7条西3丁目
北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
また、北海道のホームページの中の「入札総合管理システム」(<http://www.nksys.pref.hokkaido.jp/bidp/main/index.html>)からダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契 約 書 作 成 の 要 否

必要とする。

11 予 定 価 格 等

- (1) 予定価格 4,338,274,500円(消費税等を含む。)
- (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格設定している。
- (3) 入札の執行回数は1回とし、再度の入札は行わない。
- (4) 最低価格の入札者は、入札終了後、速やかに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (5) 入札執行の際、入札者が1者以下の場合は、入札を中止する。

12 そ の 他

- (1) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。
- (2) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が特定建設工事共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道網走土木現業所企画総務部工事契約課
イ 所 在 地 郵便番号 093-8670 北海道網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-44-7171 内線 4137、4138

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- A . Subject matter of the contract : Constrution work of Hokkaido road Monbetsu Maruseppusen Rout Roadreformaion (Kinpachi-tunnel) Works (Length) 1,752m
B . Bid tendering date and time : 10:00 A. M., October 13, 2005
C . Contact point for the notice : Construction Contracts Division Planning and General Affairs Department Abashiri District Public Works Management
Office : Nishi 3-chome Kita 7-jo Abashiri-City Hokkaido, 093-8670 Japan.
Phone : 0152-44-7171 Extension 4137, 4138

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道警察組織条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成17年9月2日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第10号

北海道警察組織条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道警察組織条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第87号）の施行期日は、平成17年10月1日とする。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第132号

違反者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年9月2日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

違反者講習実施規程の一部を改正する規程

違反者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第87号）の一部を次のように改正する。
別表6 函館の項中「北檜山」を「せたな」に改める。

附 則

この規程は、平成17年9月2日から施行する。

北海道警察本部告示第133号

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年9月2日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程

停止処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

別表5 函館の項中「北檜山」を「せたな」に改める。

附 則

この規程は、平成17年9月2日から施行する。

北海道警察本部告示第134号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年9月2日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
大型第二種運転免許用技能試験車両の賃貸借 6台
- 2 落札を決定した日
平成17年7月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 三井住友銀オートリース株式会社
(2) 住 所 東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番12号
- 4 落札金額
2,231,460円（月額）
- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成17年6月17日付け北海道警察本部告示第92号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第135号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年9月2日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

ベル式412E P型機体(だいせつ2号)5年定期点検 一式

2 落札を決定した日

平成17年7月19日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 朝日航洋株式会社
- (2) 住 所 東京都豊島区南池袋二丁目49番4号

4 落札金額

122,850,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成17年5月31日付け北海道警察本部告示第83号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第136号

平成17年北海道警察本部告示第124号(特定調達契約に係る入札の公告)の一部を次のとおり改正する。

平成17年9月2日

北海道警察本部長 樋口 建史

6の(2)中「4の(1)に申し込むこと。」を「8の(2)に申し込むこと。」に、9のA中「Projector system head end for transmission of collected images to each room in a building 1

set」を「Projector system 1 set」に、9のB中「10:00 A. M., September 9, 2005」を「10:00 A. M., October 14, 2005」に改める。

正 誤

平成17年3月25日(第1658号)

北海道告示第226号(農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
67	右	8から9まで
誤	字シムカブ原野60の30・67の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)	
正	字シムカブ原野67の5(次の図に示す部分に限る。)	